

平成16年 2月16日(月)

○	開 会	10時00分
○	委員長あいさつ	
○	理事者説明(企画局長)	10時01分
○	質 問	10時30分

問 夢前町の法定合併協議会参加への意向表明について、今回は参加しないが、新しい法律ができた時に席に着いていきたいという話であった。翌日の新聞記事を見ると、各社いろんな論調であったが、夢前町長の意向表明に対して、市長はどのようなニュアンスで答えられたのか。例えば、もう少し後でも構わないというニュアンスであったのか、もう一度きちんと厳格に判断すると言われたのか。

答 夢前町長から市長に対して面会の申し入れがあり、面談のうえ資料に添付している書類を提出され、合併特例法が延長された場合はまた協議させていただきたいというものであった。市長からは特に議員が言われたような内容はなかったように思う。遅れる理由として、下水事業と有線テレビについて町長として最後までやっておきたいという意向があったと聞いている。

問 今まで、1市4町で平成17年3月末に合併するという前提に3,000項目にも及ぶ事務事業のすり合わせや新市将来構想に取り組まれてきた中で、夢前町長がいう下水道事業や有線テレビをこれから始めるというのであれば理解できるが、平成15年から3ヶ年計画で出ている計画であると聞いている。町長の任期の中で、最後まで事業をやり遂げたいと考えていたのかどうか分からないが、最初から、平成17年3月末の合併は難しいと考えていたが、ただ手前もあるので参加するという意思でとらえていたのか。我々は、夢前町の住民アンケートの結果を待っていただけであり、下水や有線放送の話など聞きもしなかったことである。このことについて、今まで交渉してきた当局としてどう判断しているのか。

答 任意協議会の中では、全て、3,400弱の項目について各町と同様に協議してきた。その中では、新市になった場合の条件を整理してきたわけであるが、今回の夢前町の決断は、それぞれの町において、町民の意見や議会の審議があった上での決断であると推測するので、本市としては立ち入ったコメントは少し控えたいと思う。

意見 追加資料の新法案の重要なことは、市町村合併推進法案に示されている「合併特例債は廃止」というところにある。地方交付税の優遇措置は、平成18年度末までに合併した場合は14年間支援を受けられるが、合併特例債は廃止されるのである。例え、平成18年度末に夢前町と合併したとしても、合併特例債は受けられないわけである。1市2町のシミュレーションで合併特例債をどれだけ発行できるのかを見てみると、合併後のまちづくりのための建設事業費に対する標準全体事業費が約301億円、合併後の振興のために基金造成に対するアメの部分の標準基金規模の上限が約40億円、全部合わせると約340億円の合併特例債の支援制度がある。全額が貰えるわけではないが、本市の一般財源での負担額は、建設事業の約101億円と基金造成の約13億円、合わせて約114億円の負担となる。つまり、114億円の負担で340億円の合併に対する事業が基金も含めてではあるができる。226億円の支援が国から降りてくるわけで、これがあるからどの自治体でも合併を進めているのである。1市2町で226億円合併に必要な支援を受けられるのであり、後に夢前町と合併してもそれはゼロだ。言い方は悪いが、一方は持参金をもって合併するのに、片方にはない。平成17年3月末と平成18年3月末ではこれほど極端な差があるわけで、これらを含めて我々は決断していかなければならないのである。地方交付税の優遇措置が15年間続くというが、全体のパイが少なくなれば方針などすぐ変わるのである。都道府県などでは1兆円位カットされている。おかしな話ではあるが、全体の枠が減れば国は堂々と減額するのである。

問 地方交付税の優遇措置などをとらえるのではなく、確実に支援を受けられる合併特例債をきちんとみていなければならない。平成18年3月末に特例債を使わずに合併するということがいえるのか、相手方が法案の内容を知らないのであれば教えてあげないといけない。合併特例債をもっと認識すべきと考えるがどうか。

答 合併特例法の延長については、既に夢前町でも研究がなされた上での今回の申し出であろうと考えている。改正の内容として、夢前町が付けた前提条件である2004年度までに知事に合併申請を行い、2005年度中に合併すれば、財政支援措置を適用するというもので、現在進めている手続きがおそらく1年延びるだろうということを前提にして、その特例法が受けられるであろうという条件のもとでの申し入れであると理解している。議員ご指摘の合併特例債の廃止というものは、全て廃止されるとは認識していない。また、最初に1市4町の任意協議会の中で申し合わせがあり、後年度に遅れて特例債が受けられない、特例法の適用がないという事態になれば、今まで進めてきた協議はないものとし、現行法が単にシフトして時間が延長されるのであれば進めようという条件のもとに進めている。特例法の適用もなく、また、特例債の適用もない事態になれば市民の税負担にかかってくるので、そういったことは想定していない。

問 1市2町でも進めていくべきものとするが、行政視察で行った浜松市では、住民説明会を平成14年度に28回、平成15年度に36回開催し、出前講座を年間50回計画されるなど、大変丁寧な説明がなされていた。本市では、住民説明会をどのように行っていこうと考えているのか。

答 今後、法定協議会が立ち上がれば、会議の内容を全て公表し、公開されるものと理解している。加えて、市民の中に入って行って、会議を設けて説明させていただきたいと考えている。

意見 4町では、大変丁寧な説明と意識調査を実施しているが、本市では市民に対する説明が不足していると思う。他町に比べてアンケート葉書の回収もわずか200余りである。合併するとか政令指定都市を目指すといったまちの将来については、住民合意のもとに進めていくべきである。今からでも、住民に対する説明と意見反映を行った上で、法定協議会を考えるべきだということを、浜松市等の視察で思いを強めた。このままでは、市民にとっては他人事のようなものであり、政令指定都市はすばらしいものという認識の上に成り立っているように思うが、神戸市では多額の赤字を抱え、さいたま市でも厳しい状況であると聞いている。政令指定都市が夢という状況だけで進めて良いのかどうか疑問だ。議会と住民の意識が少しずれているということが4町をみても明らかであると思っている。

問 もう少し丁寧な住民説明会を行い、市民の声を聞いて法定協議会に進めるべきでは。

答 浜松市等では法定協議会が随分前から立ち上がっているという状況の違いがある。また、編入合併が前提になるだろうということで、小さな町では編入されてなくなるという決断がなされるわけで、本市とは少し条件が違うという差が出てきている。加えて、すべて住民に説明をした上でその賛否を問うのはいかがなものか。議会制民主主義の中で、議会と理事者でもって決定すべきものと考えている。ただ、任意協議会において住民に対する資料提供が少なかったことは反省している。

問 岡山市でも、法定協議会に移行するまでに、市長や職員が校区ごとに説明会を開催している。浜松市でも市長や職員が熱心な説明会を実施していたと認識した。対等合併と編入合併との違い、編入される側とする側の違いはあるのかもしれないが、市が大きくなるのが良いのかどうか、まちの歴史や文化をどんな形で共有していくのかどうかを市民が市の未来を一緒になって考えるということは、憲法や地方自治の精神からも非常に大事なことだと思うが、この点を本市は見落としているのではないのか。

答 任意協議会と法定協議会とでは内容的に全然違うものである。任意協議会では、先に前提となる条件をすり合わせした上で、各町がそれに参加するのかもしれないのかを判断す

る。法定協議会の場合は、参加したいとした中で、法定協議会で協議していくので、そのベースが違うのである。本市の場合にも各町が参加されるのかどうか。特に御津町の動き等周辺市町の動きもあったので、協議の結果、任意でスタートしようということが他都市の様子と違うところである。

問 答 パブリックコメントの市民意見について、その意見内容をどう思っているのか。

いろいろと意見が出てくると思う。まだ数は少ないが、その内容について一つひとつ説明を加えていくのは論議の中でいかなものかと思っている。参考になるべきところは参考にしていきたいと考えている。

問 答 政令指定都市を目指すということに対しての意見はどうか。

政令指定都市を目指すことが前提にある。スタンスの長い話になるのかもしれないが、将来的な目標として設定している。その方法論についても市民から意見をいただいております、これらも尊重したいが、今我々がそれに対してどこの自治体と行うというコメントはできないと考えている。

問 答 家島町が法定合併協議会に参加しない理由として、例えば、海岸は県の行政となり、本市と合併すれば、本市を通して間接的に県に話をもっていかなければならないという思い、本市が政令指定都市であればという気持ちはあると思う。市長が政令指定都市を目指すという形の中で、今後の検討をしていただきたいと思うが。

問 答 参考にさせていただく。ただ、今回の家島町については、いろいろ事情があったものと思う。回答書の中でも、「今回の法定合併協議会へは参加しない旨決定しました」とここに何か意味があるのかなと考えている。

問 答 1市2町の枠組みで法定合併協議会に進むのかなと考えるが、仮に御津町での住民投票の結果、法定合併協議会が設置された場合、事務事業の調整は間に合うのか。

指摘のとおりである。結論から言うと、現行法のままでは無理である。事務的に言えば、9月に議決いただき、10月に県に送付しなければならない。その間に事務のすり合わせを全て行わなければならない。しかし、報道では住民投票が4月の後半だろうといわれており、それを受けて協議するが、御津町とはまだ事務的には何も行っていない状況で、任意協議会を初めからスタートするような内容となり、時間的にはとても間に合わない。合併特例法が延長されれば、きつい日程ではあるが、できるかなとは考えている。ただ、申し入れがあれば詰めていかなければならない。

○ 終 了 10時59分

○ 閉 会 10時59分